

議案第144号

## 静岡市手数料条例の一部改正について

静岡市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

|                  |            |
|------------------|------------|
| 住民票又は戸籍の附票に関する証明 | 1通につき 300円 |
| 個人番号の通知カードの再交付   | 1枚につき 500円 |

を

」

「

|                  |            |
|------------------|------------|
| 住民票又は戸籍の附票に関する証明 | 1通につき 300円 |
|------------------|------------|

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。